

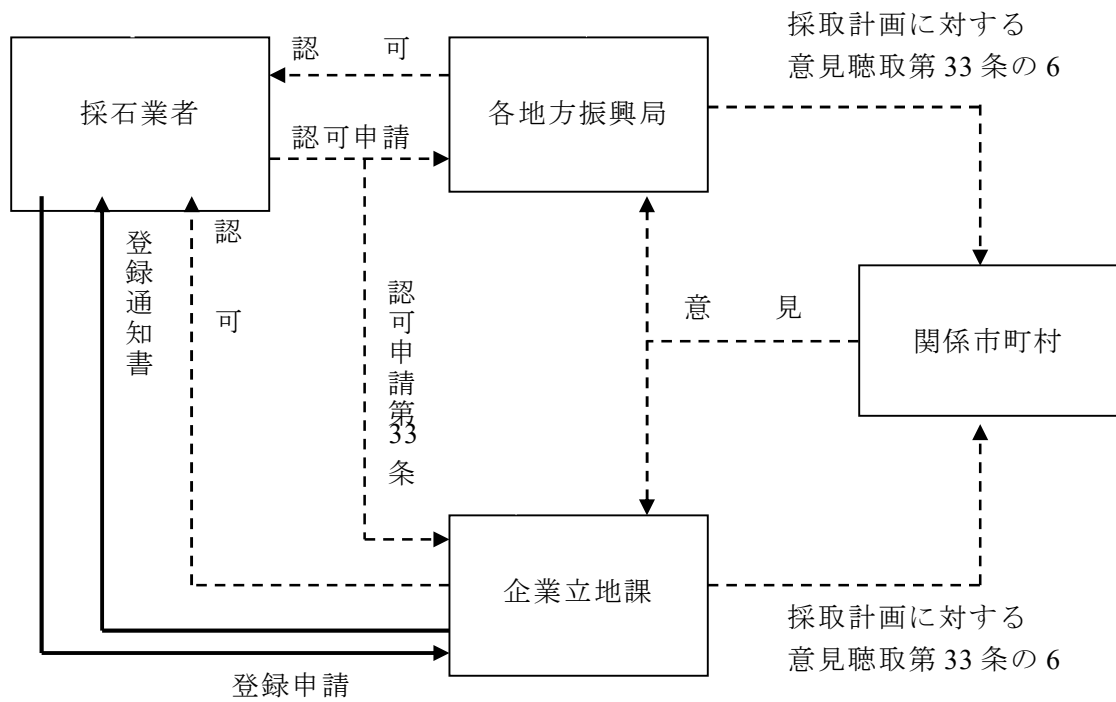
16 採石法

〔岩石採取計画の認可〕（第33条）

<p>法の趣旨</p>	<p>採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与する。</p>
<p>認可の必要な行為</p>	<p>営利・非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続して行う者は、法第32条の規定に基づく採石業者の登録を受けた後、法第33条の規定に基づき、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><採石法の適用となる岩石24種></p> <p>花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母、ひる石</p> <p>※ いわゆる「真砂土」のように母岩が風化して、形態が岩状ではなく砂状になっているものについても、採石法の適用を受ける岩石に該当する。</p> </div> <p>※ 個人が一時的に観賞用の庭石を採取する行為は、採石業に該当しないが、それが事業としての態様を呈する程度の大規模なものであれば採石業に該当し、採取計画の認可を受ける必要がある。（個人、法人、国及び地方公共団体等も対象となる。）</p> <p>※ 土木工事やトンネル工事等のため、副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念上、採石業の実施と見なされる程度の規模、継続性を有し、当該工事に伴って土地から分離された岩石を販売したり、他の場所において使用（砕石や盛土材等）する行為を伴えば採石業に該当する。</p>
<p>認可（受理）権者</p>	<p>知事（主に砕石及び工業用原料の用途に供する岩石の採取） 各地方振興局長（主に石材の用途に供する岩石の採取） 白河市長（白河市内での岩石の採取）</p>
<p>認可の基準</p>	<p>① 他人に危害を及ぼし、② 公共の用に供する施設を損傷し、 ③ 農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、 ④ 公共の福祉に反しないこと。 かつ、採取計画の内容が、採石技術指導基準に合致すること。</p>
<p>担当機関</p>	<p>商工労働部 企業立地課 （主に砕石及び工業用原料の用途に供する岩石の採取） 各地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 （主に石材の用途に供する岩石の採取） 白河市産業部商工課 （白河市内での岩石の採取）</p>

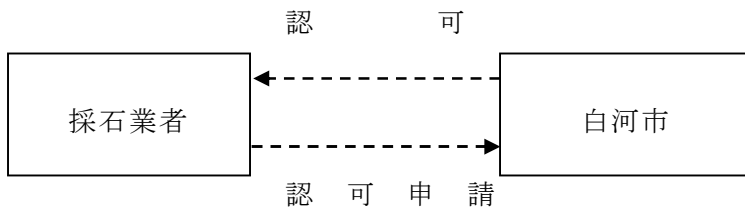
手続フローチャート

(企業立地課及び各地方振興局認可分)



————— 法第32条の規定に基づく登録の流れ
 - - - - - 法第33条の規定に基づく採取計画認可の流れ

(白河市長認可分)



備考